

「なら記紀・万葉プロジェクト」 聖徳太子没後1400年フィナーレイベント等開催業務 委託仕様書

1. 適用範囲

本仕様書は、奈良県（以下「甲」という。）が受注者（以下「乙」という。）に委託して実施する「なら記紀・万葉プロジェクト」 聖徳太子没後1400年リレー講座開催業務とフィナーレイベント開催業務（以下「本業務」という。）について必要な事項を定めるものとする。

2. 業務目的

なら記紀・万葉プロジェクトは、歴史文化資源を多角的に活用し、物語性を重視した歴史へのアプローチにより、国内外の多くの方々に歴史を追体験してもらう歴史活用プロジェクトであり、歴史的記念年等に主要テーマを設定し、それぞれの時代を考えることにつながる取り組みをすすめるとともに、奈良県各地が登場する歴史関連書物の掘り起こしや整理、情報発信を行っていくこととしている。

2021年の主要テーマは没後1400年の節目を迎える聖徳太子とその時代とし、多くの方が知見を深め、聖徳太子が生きた時代を考えることができるよう、様々な研究者が研究の成果を広く紹介する場を設け、本県ゆかりの歴史文化資源に対する興味喚起を促すことを目的に、リレー講座を県内の聖徳太子ゆかりの市町村において開催する。

また2022年の主要テーマは壬申の乱後1350年のため、聖徳太子没後1400年と壬申の乱後1350年をつなぐ聖徳太子没後1400年のフィナーレイベントを開催する。

3. 履行期間

契約締結の日から令和4年3月22日（火）まで

4. 業務内容

下記「5. 業務詳細」に記載する本業務の企画、事前準備、実施運営及び記録の取りまとめ等を行う。参加募集対象は全国一般とし、主催は甲とする。イベントの日程、開催場所等は次のとおりとする。

なお以下に記載している各回の定員は、各会場の客席数の3分の2程度を想定した人数であり、甲との協議により決定する。

(1) リレー講座

No.	日程	市町村	会場	定員（人）
1	令和3年12月18日（土）	橿原市	奈良県社会福祉総合センター	360
2	令和4年1月22日（土）	三宅町	三宅町文化ホール	280

(2) フィナーレイベント

日程	会場	定員（人）
令和4年2月19日（土）	万葉文化館 企画展示室	200

5. 業務詳細

本業務の詳細は、次のとおりである。

(1) 計画・準備

乙は、本業務を遂行するにあたり、契約後1週間以内に業務の実施計画書（実施内容及び作業工程表を含む）を作成・提出し、甲の承認を得て業務を実施すること。

(2) リレー講座の企画・実施

次の要件を満たすイベントを企画・実施する。

- ① 聖徳太子及び太子が活躍した飛鳥時代について理解を深められるようなプログラムとし、一般の方々が最後まで楽しんでいただけるよう工夫を行うこと。
- ② 聖徳太子の事績に興味を促されるようなネーミングを作成すること。
- ③ 各回の内容は、午前中に会場周辺を散策するエクスカージョンを行い、午後からは地域にある聖徳太子ゆかりの歴史文化資源に触れる内容で基調講演及びパネルディスカッションを行うこととし、甲との協議により決定するものとする。
- ④ イベントの様子は、後日、なら記紀・万葉ホームページからオンライン配信ができるように撮影・編集等を行い、甲が指定するWEBサイトへ掲載すること。（撮影や編集、掲載等に要する費用の一切は委託費に含む。）
- ⑤ 各回の出演者については甲と協議により決定すること。（出演者の選定にあたっては、オンライン配信することを踏まえて交渉すること）
- ⑥ 出演者・司会者の謝金、出演者・司会者等の交通費等、会場使用料、設備使用料、保険料等運営に係る一切を委託費に含む。
- ⑦ 聴衆の参加料は無料とする。
- ⑧ 開催会場は甲が指定する会場（甲より予約済）とし、使用料の支払いについては乙が行うものとする。
- ⑨ 全体管理マニュアル、運営台本等を作成する。
- ⑩ 会場演出・設営、備品（映像機器、PC等）の手配、イベントの進行、運営を行う。なお、会場設営は、当日のみとする。
- ⑪ 出演者等の送迎、アテンドを行う。
- ⑫ 参加者受付、新型コロナウイルス感染症対策、会場整理等当日の円滑な会場運営を行う。
- ⑬ 参加者に会場で、イベントに関するアンケートを行う。（案文の作成、印刷、配布、回収、集計作業を含む。）
- ⑭ イベント傷害保険に加入する。（保険料は委託費に含む。）

(3) フィナーレイベントの企画・実施

次の要件を満たすイベントを企画・実施する。

- ① 聖徳太子の時代と壬申の乱について理解を深められるようなプログラムとし、一般の方々が最後まで楽しんでいただけるよう工夫を行うこと。
- ② 聖徳太子没後1400年のフィナーレ及び壬申の乱1350年の幕開けにふさわしいネーミングを作成すること。
- ③ 基調講演、パネルディスカッション及び伝統芸能やテーマと関連のある楽曲の上演などのアトラクションを行い、甲との協議により決定するものとする。

- ④ イベントの様子は、後日、なら記紀・万葉ホームページからオンライン配信ができるように撮影・編集等を行い、甲が指定するWEBサイトへ掲載すること。（撮影や編集、掲載等に要する費用の一切は委託費に含む。）
- ⑤ 出演者については甲と協議により決定すること。（出演者の選定にあたっては、オンライン配信することを踏まえて交渉すること）
- ⑥ 出演者・司会者の謝金、出演者・司会者等の交通費等、会場使用料、設備使用料、保険料等運営に係る一切を委託費に含む。
- ⑦ 聴衆の参加料は無料とする。
- ⑧ 開催会場は甲が指定する会場（甲より予約済）とし、使用料の支払いについては乙が行うものとする。
- ⑨ 全体管理マニュアル、運営台本等を作成する。
- ⑩ 会場演出・設営、備品（映像機器、PC等）の手配、講座の進行、運営を行う。なお、会場設営は、当日のみとする。
- ⑪ 出演者等の送迎、アテンドを行う。
- ⑫ 参加者受付、新型コロナウイルス感染症対策、会場整理等当日の円滑な会場運営を行う。
- ⑬ 参加者に会場で、イベントに関するアンケートを行う。（案文の作成、印刷、配布、回収、集計作業を含む。）
- ⑭ イベント傷害保険に加入する。（保険料は委託費に含む。）

(4) 当日プログラムの作成

参加者に配布する当日プログラムを作成する。プログラムにはイベントの開催目的や出演者のプロフィール、進行プログラム等を記載すること。

プログラムへの掲載及びホームページへの掲載について、乙により掲載される者の了解、写真使用等必要な許可をとること。

なおプログラムとともに甲が指定する資料を同封し、乙が配付資料を持ち帰るための手提げ袋を用意の上で配布する。

当日プログラムの製作・設置

- ① 規 格：A3二つ折り 両面 各回ごとに作成
- ② 部 数：各会場の定員に50部を加えた部数
- ③ 納 期：文化資源活用課へは各開催日の3日前まで。
各会場へは前日まで。
- ④ 納入場所：文化資源活用課に50部納品。
残りは、各会場へ納品。
- ⑤ そ の 他：本業務は文化庁主催の文化芸術創造拠点形成事業によるものであるため、チラシのいずれかの場所に「令和3年度 文化庁 文化芸術創造拠点形成事業」の記載及び「文化庁シンボルマーク」を必ず表示すること。

(5) 広報施策

「なら記紀・万葉プロジェクト」の一環として聖徳太子没後1400年の節目の年に実施される本事業を多くの方にわかりやすく伝わるPR手法で広報を行う。広報用チラシ等への掲載について、乙により掲載される者の了解、写真使用等必要な許可をとること。

① 広報用チラシの制作・設置

- 1) 規 格 : A4両面、表面フルカラー、裏面モノクロ（※各回の内容を1つのデザインに集約）
- 2) 部 数 : 10,000部
- 3) 納 期 : 令和3年10月29日（金）
- 4) 納入場所 : 甲が指定する場所（約80箇所）へ乙から直接発送納入
（配布先は甲から乙へ連絡）
- 5) そ の 他 : 本業務は文化庁主催の文化芸術創造拠点形成事業によるものであるため、チラシの内容に「令和3年度 文化庁 文化芸術創造拠点形成事業」の記載及び「文化庁シンボルマーク」を必ず表示すること。

② 新聞広告の実施

イベントへの集客が効果的に行われること及び聖徳太子没後1400年の節目を効果的にPRするよう新聞広告を2回以上実施すること。なお、本業務は文化庁主催の文化芸術創造拠点形成事業によるものであるため、新聞広告のデザイン内容に「令和3年度 文化庁 文化芸術創造拠点形成事業」の記載及び「文化庁シンボルマーク」を必ず表示すること。

(6) 参加申込の受付

イベントの事前申込受付業務等を行う。

- ① 事前申込制とし、事前申込の受付と聴講券の交付を行う。併せて、参加申込者名簿の作成を行う。なお、申込は抽選とし、定員を超えて参加できなかった申込者には、お詫びのお知らせを送付する。
- ② 開催についての電話等問い合わせの対応を行う。
- ③ 参加人数が定員に満たない場合の対策を行う。

(7) 特記事項

関係機関等との協議結果や天候などにより仕様が変更になったときは臨機応変に対応すること。また天候などにより当イベントが中止される場合には、ホームページによる告知を迅速に行うなど、周知に努めること。

新型コロナウイルス感染症対策として、人との間隔を十分確保できるような設えにし、適宜消毒液の配置を行うなど、イベント開催時における国及び県の新型コロナウイルス感染症対策方針に対応すること。

また、本事業の執行に当たって必要な許認可関係の事務手続きは乙が行うこと。

なお本業務は令和3年度文化庁文化芸術創造拠点形成事業の補助対象業務であり、補

助要件を遵守のうえ業務を実施し、事業実施後は実績報告書等所定の書類を提出するなど、甲と協議の上で進めること。

(8) 事業の取りまとめ、事業実施報告書の作成

イベントでの発言等を録音するとともに記録写真を撮影し甲へ提出する。イベント概要（ホームページ用データ作成を含む。）を作成して全体の事業実施報告書の中に入れる。また、イベント概要はホームページにより公開するなど有効活用を図るため、本業務の趣旨及び内容が十分に理解できるものとする。

なお、記録写真やイベント概要等をホームページで公開することについては、乙により必要な関係者に事前の了解を得るものとする。

(9) 打合せ協議

本業務を遂行するに当たり甲と乙は、必要に応じて協議を実施する。なお、乙は打合せ記録簿を作成し、甲の承認を受けて提出するものとする。

6. 成果物の検査・納品

本業務の成果物については、甲の検査を受けた後、次の期限までに納品するものとする。

(1) 成果物

- ① 事業実施報告書・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1式（令和4年3月22日）
- ② 当日プログラム・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 50部（各開催日の3日前）
 〃・・・・・・・・・・・・・・・・・・各会場指定部数（各開催日の1日前）
- ③ 広報用チラシ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10,000部（令和3年10月29日）
- ④ 打合せ記録簿・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1式（令和4年3月22日）
- ⑤ 写真・録音等によるイベントの記録・・・・・・・・・・ 1式（令和4年3月22日）
- ⑥ ①～⑤の電子データ一式・・・・・・・・・・・・・・・・ 1式（令和4年3月22日）

(2) 納入場所

本業務の成果物の納入場所は、甲が指定する場所とする。

7. 著作権の帰属

この契約により作成される成果物の著作権等の取扱いは、以下に定めるところによる。

- (1) 成果物の著作権(著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。)は、甲に無償で譲渡するものとする。
- (2) 甲は、著作権法第20条第2項第3号又は第4号に該当しない場合においても、甲の事業において改変の必要があれば協議のうえ、決定する。
- (3) 乙は、甲の事前の同意を得なければ、著作権法第18条及び第19条を行使することができないものとする。
- (4) 全ての情報発信において、映像、音声、出演者、ナレーター等、後の年度において甲の費用負担が発生することは無いものとする。
- (5) 乙は、映像作品に関わる著作権、著作隣接権その他一切の権利に関して、仕様書に定め

る使用に支障のないよう、必要な権利処理を乙の責任と費用負担で行う。

8. 契約に関する条件等

本業務の契約金額には、本業務に関わる一切の業務を含む。

9. 貸与資料

甲が保有する行政資料について、業務遂行上必要であれば乙に貸与するものとする。乙は甲の指示に従い、借用書を甲に提出のうえ資料の貸与を受けるものとし、本業務の完了後は、速やかに借用した資料を甲に返却しなければならない。

10. 秘密の遵守等

乙は、本業務実施中に生じる全ての成果物を、甲の許可なく他に公表又は貸与してはならない。また、本業務中に知り得た事項を他に漏らしてはならない。甲より貸与された資料及び成果物については、乙は破損、紛失のないように取扱いに十分注意するものとする。

11. 印刷物制作に係る写真の使用

本業務の遂行にあたり、撮影許可及び掲載許可などの許可申請手続の必要が生じた場合は、原則乙において対応するものとする。

12. 公契約条例に関する遵守事項

本業務を受注しようとする者は、この遵守事項を理解した上で受注すること。

(1) 奈良県公契約条例の趣旨にのっとり、公契約の当事者としての社会的責任を自覚し、本業務を適正に履行すること。

(2) 本業務の履行に当たり、次に掲げる事項その他の法令を遵守すること。

①最低賃金法第4条第1項に規定する最低賃金の適用を受ける労働者に対し、同法第3条に規定する最低賃金額（同法第7条の規定の適用を受ける労働者については、同条の規定により減額して適用される額をいう。）以上の賃金（労働基準法第11条に規定する賃金をいう。以下同じ。）の支払を行うこと。

②健康保険法第48条の規定による被保険者（同法第3条第4項に規定する任意継続被保険者を除く。）の資格の取得に係る届出を行うこと。

③厚生年金保険法第27条の規定による被保険者（同条に規定する70歳以上の使用される者を含む。）の資格の取得に係る届出を行うこと。

④雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者について、同法第7条の規定による届出を行うこと。

⑤労働保険の保険料の徴収等に関する法律第4条の2第1項の規定による届出を行うこと。

(3) 本業務の一部を、他の者に請け負わせ、若しくは委託し、又は本業務の履行に他の者が雇用する労働者の派遣を受けようとするときは、当該他の者に対し、この遵守事項を周知し、遵守するよう指導すること。

13. その他

- (1) 個人情報および関係者から提供を受けた資料・情報等については、管理・保管を十分に行うとともに、情報の外部漏洩に細心の注意を払うこと。
- (2) 本業務の実施にあたり、関係する機関と協議を十分に行うこと。
- (3) 本業務の実施にあたり、疑義が生じた場合は、甲、乙協議の上、定めるものとする。

以上